

長建協発第339号
平成26年10月16日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に関する説明会の開催について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、昨年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称を改め、平成27年4月より全面施行が予定されております。

改正によって、法律の対象が広がり、新たに、業務用冷凍空調機器の管理を行う方について、管理者の判断の基準の遵守（機器の点検等）、フロン類の算定漏えい量の報告（一定規模以上の漏えいがある場合）義務等が適用されることから、施行に先立ち、本年10月より全国50カ所で説明会が開催されることとなりました。

つきましては、同説明会について、別添のとおり環境省地球環境局フロン等対策推進室並びに経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室より周知依頼がまわっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、現段階では、開催場所等が不確定なところがありますが、申込サイト（下記ホームページをご参照願います。）にて随時情報が更新されますことを申し添えます。

☆JRECOサイト <http://www.jreco.or.jp/guidance.html>
☆日設連サイト <http://www.jarac.or.jp/seminar/f1.html>